資料２

〈審議会への委員の参加方式について〉

現在、男女共同参画審議会は対面のみの参加としておりますが、多くの委員にご参加いただき、より多くの意見をいただく観点から、ＷＥＢでの参加を可とすることについて、ご意見を伺います。

つきましては、意思決定手続きを明確にしておくため、ＷＥＢ会議システムを利用した出席については、以下の案のとおり取り決めたいと考えております。

（案）

令和８年　　月　　日
男女共同参画審議会会長

男女共同参画審議会におけるＷＥＢ会議システムを利用した会議への出席について

１　会長が必要と認めるときは、委員（意見を聴くために出席を求める関係者を含む。以下同じ。）は、ＷＥＢ会議システム（インターネットなどのネットワークを通じて、遠隔拠点と映像、音声によるコミュニケーションを行うためのツール。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

２　ＷＥＢ会議システムによる出席は、川越市男女共同参画推進条例（平成１３年１２月２１日　条例第２６号）第１２条第１項に規定する審議会の出席に含めるものとする。ＷＥＢ会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

３　ＷＥＢ会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

４　ＷＥＢ会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

なお、会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。